

リモートサポートサービス 利用規約

株式会社Q T n e t

2010年6月10日制定

株式会社Q T n e t（以下、「当社」といいます）は、この「リモートサポートサービス利用規約」（以下、「本規約」といいます）を定め、これにより「リモートサポートサービス」（以下、「本サービス」といいます）を提供します。

第1条（本規約の適用）

- 1 本規約は、当社が提供する本サービスの利用について定めます。
- 2 本サービスの利用を受ける者（以下、「契約者」といいます）の、本サービスの利用については、本規約の規定が適用されます。

第2条（規約の変更）

- 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者の承諾を得ることなく本規約の内容を変更すること（本規約に新たな内容を追加することを含む）ができるものとします。
 - （1）本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - （2）本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は、前項による本規約を変更する場合、当社の指定するホームページに掲示する方法または当社が適切であると判断する方法により説明します。

第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
契約者	本規約に則り、当社のコンピュータ通信網サービス契約約款に定める第3種契約者（BBIQ）、BBIQメールプランご利用規約に定める契約者またはBBIQライト契約約款に定める契約者
リモートサポートサービス	契約者からの要請に基づき、オペレータが電話や契約者のパソコンを遠隔操作して行う課題解決等。
リモートサポ	契約者からの要請に基づき、オペレータが契約者の

ート	パソコンを遠隔操作して行う課題解決等。
リモートサポートソフト	契約者のパソコンにインストールし、契約者の承諾に基づき当社オペレータがそのパソコンを遠隔操作することを可能とする機能を有したソフトウェア（株式会社オプティムの「Optimal Remote」を利用いただきます）。
リモートサポートアプリ	契約者のスマートフォンまたはタブレットにインストールし、契約者の承諾に基づき当社オペレータがそのスマートフォンまたはタブレットを遠隔操作することを可能とする機能を有したアプリケーション（株式会社オプティムの「Optimal Remote for Lollipop」(Android)もしくは「Optimal Remote Lite」(iOS)を利用いただきます）。
専用受付番号	契約者が本サービスを利用するために当社が指定した電話番号。受付時間は別表2（受付時間）に定めるところによります。

第4条 （利用申込の方法）

- 1 本サービスの利用を希望する場合には、本規約の内容および株式会社オプティムとの間で、「Optimal Remote利用規約」を承諾し、当社所定の方法により利用申込みを行っていただきます。
- 2 前項の申込みは、当社が別に定める「コンピュータ通信網サービス契約約款」の第3種契約（以下、「BBIQ」といいます）の契約者、「BBIQメールプランご利用規約」に定める契約（以下、「BBIQメールプラン」といいます）の契約者または、「BBIQライト契約約款」の契約（以下、「BBIQライト」といいます）の契約者に限ります。

第5条 （申込の承諾、取消）

- 1 当社は、本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上、著しく困難なとき
 - (2) 契約の申込みをした者が、BBIQ、BBIQメールプランまたはBBIQライトの申込、または契約をされていないとき

- (3) 契約の申込みをした者が、本規約または株式会社オプティムが規定するOptimal Remote利用規約に同意されていないとき
 - (4) 申込み時に虚偽の事項を申告されたとき
 - (5) 過去に、株式会社オプティムが規定するOptimal Remote利用規約に違反し、同社から申告があったとき、または過去に本規約に違反したことがあるとき、もしくはその恐れがあるとき
 - (6) 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき
 - (7) その他当社が適当でないと判断したとき
- 3 当社が第1項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第6条 (利用契約の解除)

本サービスの契約者は、本サービスを解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社に通知していただきます。なお、当該通知が当社に到着した月の月末をもって、本サービスの解除を行います。

第7条 (利用停止)

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 本規約に反する行為であって、本サービスに関する業務の遂行に著しい支障をおよぼし、またはおよぼすおそれのある行為をしたとき
 - (3) 契約者が過度に頻繁に問い合わせを実施し、または本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を当社の定める方法で契約者に通知します。ただし、契約者が第21条(利用に係る契約者の義務)に違反し、当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に著しい支障をおよぼし、またはおよぼすおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。

第8条 (当社が行う利用契約の解除)

- 1 当社は、第7条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、本サービスの契約を解除することがあります。
- 2 当社は、本サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないで、何らの通知等を要することなく、本サービスの契約を解除することができます。
 - (1) 本規約に違反したとき
 - (2) 申込み時の申告事項に虚偽の記載がある場合において、当社の業務の遂行上著しい支障をおよぼすと当社が判断したとき
 - (3) 契約者に対する差押え、または仮差押えの申し立てがあったとき
 - (4) 契約者に対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき
 - (5) 契約者と連絡がとれず、当社が本サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき
 - (6) 契約者が死亡または解散したことを当社が知ったとき
 - (7) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
 - (8) 株式会社オプティムが規定するOptimal Remote利用規約に違反し、同社から申告があったとき
- 3 当社は、前2項の規定により本サービスの契約を解除しようとするときは、原則として本サービスの契約者にそのことをお知らせします。ただし、当社の業務の遂行に著しい支障をおよぼし、またはおよぼすおそれがあるときは、この限りではありません。
- 4 当社は、契約者がBBIQ、BBIQメールプランまたはBBIQライトの契約を解除したときは、本サービスの契約を解除します。

第9条 (サービスの提供)

- 1 当社は、契約者から請求があったときは、別表3(パソコンまたは周辺機器におけるサポート対象機器およびソフトウェアとサポート範囲)または別表4(スマートフォンまたはタブレットにおけるサポートメニューとサポート範囲)に定める機器、ソフトウェアおよびサービスについて、本サービスを提供します。
- 2 当社は、別に定めるリモートサポートソフトまたはリモートサポートア

プリの動作環境下に限りリモートサポートを提供します。

第10条（第三者への委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができます。

第11条（営業活動の禁止）

契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供またはその準備を目的とした利用をすることができません。

第12条（著作権等）

- 1 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア等を含みます）に関する著作権および特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社に帰属するものとします。
- 2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
 - （1）本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - （2）複製、改変、編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。
 - （3）営利目的有無を問わず、第三者に貸与、譲渡または担保設定等しないこと。

第13条（利用中止）

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
 - （1）当社の電気通信設備および提携事業者の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - （2）当社が設置する電気通信設備またはソフトウェア等の事故、障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第14条（本サービス提供の終了）

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提

供の終了に伴い本サービスの契約を解除する場合は、当社の指定するホームページに掲載する方法または当社が適切であると判断する方法により説明します。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知します。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

第15条（料金）

- 1 契約者は、本サービスの利用開始日を含む暦月から起算して、本サービスの利用契約の解除日を含む暦月までの期間（利用開始日を含む暦月と、利用契約の解除日を含む暦月が同一の月である場合は、1か月間とします）について、別表5（月額料金）に定める月額利用料を毎月支払うものとします。
- 2 当社は、原則として、本サービスの初回申込みの場合における、前項の本サービスの契約に限り、本サービスの利用開始日を含む暦月から起算して2か月間、別表5に定める月額利用料に0円を適用します。ただし、解約後再度申込みがあった場合は、利用開始日を含む暦月から起算した月額利用料の支払いが必要となります。
- 3 月額利用料については日割りしません。

第16条（料金の支払い）

契約者は、第15条（料金）に規定する料金について、当社が指定する期日までに、当社所定の方法により支払っていただきます。

第17条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第18条（消費税相当の額の加算）

第15条（料金）の規定等により別表5に定める料金支払いを要するものとされている額は、この別表5に定める額（税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします））に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。なお、支払いを要するものとされている額と別表5に定める税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします）により計算した額とは差が生じる場合があります。

第19条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌月から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第20条（免責事項）

- 1 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題または課題等の特定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。
- 2 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問い合わせの内容によっては、問い合わせの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問い合わせすることを依頼するに留まる場合があります。
- 3 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、リモートサポートの内容について保証するものではありません。
- 4 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、および本サービスの実施に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負いません。
- 5 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
- 6 当社は、第7条（利用停止）、第13条（利用中止）、第14条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止ならびに本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負わないものとします。
- 7 当社は、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害などのあらゆる損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。
- 8 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約

者に通知します。

第21条（利用に係る契約者の義務）

- 1 契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。
 - （1） 契約者自身による本サービスの利用の要請であること。
 - （2） 本サービスの実施に必要な機器、ソフトウェア、ソフトウェアの正規のライセンスまたはプロダクトID、パスワード等の設定情報等が用意されていること。
 - （3） 本サービスの実施に必要な当社または他の事業者が提供するドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、契約者のパソコン等へのインストールを承諾すること。
 - （4） 本サービスを受ける契約者のパソコン等が使用可能な状態となっていること。
 - （5） 契約者が必要に応じてオペレータの指示に基づき操作を実施すること。
- 2 契約者がリモートサポートの利用の要請をする場合には、前項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。
 - （1） リモートサポートの提供を受ける契約者のパソコン等が使用可能な状態となっていること。
 - （2） リモートサポートを受ける契約者のパソコン等にあらかじめリモートサポートソフトまたはリモートサポートアプリがインストールされていること。
 - （3） 契約者のルーター、セキュリティソフト等が、オペレータとリモートサポートソフトまたはリモートサポートアプリがインストールされたサポートサービスの提供を受ける契約者のパソコン等の間の通信を遮断しないこと。
- 3 前2項の規定のほか、契約者は次のことを守っていただきます。
 - （1） 当社または第三者の財産権（知的財産権を含みます）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
 - （2） 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
 - （3） 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
 - （4） 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。

- (5) 本サービスおよびその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
- (6) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、当社もしくは第三者の信用を毀損する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (7) 本サービスの専用受付番号の適正な管理に努めること。
- (8) その他、前各号に該当する恐れのある行為またはこれに類する行為を行わないこと。

第22条（設備等の準備）

- 1 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なパソコン、通信機器、IP電話、一般公衆回線等（以下、「電話回線」といいます）その他の設備を保持し管理するものとします。
- 2 契約者が本サービスを利用するために必要なBBIQ、BBIQメールプランまたはBBIQライトの利用料金や電話回線の利用に必要な通話料金等の費用は、本サービスの利用料金には含まれません。

第23条（個人情報）

当社は、利用者が本サービスを利用する過程において、当社が収集または知り得た利用者の個人情報を業務の遂行上必要な範囲で利用します。本サービスにおける個人情報の取り扱いに関しては、当社が定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱います。

第24条（分離可能性）

- 1 本規約のいずれかの条項またはその一部が無効または執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有します。当社およびユーザーは、当該無効もしくは執行不能とされた条項または部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本規約に拘束されることに同意します。
- 2 本規約のいずれかの条項またはその一部が、あるユーザーとの関係で無効または執行不能と判断された場合であっても、他のユーザーとの関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

第25条（準拠法および管轄）

- 1 本規約の準拠法は日本法とします。

- 2 本規約に関する紛争については、福岡簡易裁判所または福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条（協議事項）

本規約に定めのない事項および本規約に関し疑義が生じた事項については、民法その他の法令に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

【別表1】

削除

【別表2（受付時間）】

当社は、専用受付番号にて9：00～20：00（年末年始12／31～1／3は9：00～18：00）（年中無休）の間、本サービスを提供します。

【別表3（パソコンまたは周辺機器におけるサポート対象機器およびソフトウェアとサポート範囲）】

本サービスのパソコンまたは周辺機器における主なサポート対象およびサポート範囲は以下のとおりです。また、サポート対象およびサポート範囲内であっても、対応できない場合があります。

1 機器

（1）主なサポート対象

- ・パソコン本体、キーボード、マウス
- ・無線ルーター、有線ルーター、LANカード、ハブ
- ・プリンタ、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ
- ・インターネットに接続可能なゲーム機

（2）サポート内容

- ・初期設定、付属マニュアルに記載された基本的操作方法
- ・パソコン、テレビ、ゲーム機のネットワーク接続

2 ソフトウェア

（1）主なサポート対象

- ・オペレーションシステム

- ・ブラウザ、メールソフト
 - ・文書作成ソフト、プレゼンテーション作成ソフト、表計算ソフト、データベースソフト
 - ・セキュリティ対策ソフト
- (2) サポート内容
- ・操作方法、利用方法、設定方法

3 サポート範囲外の事項

次に規定する事項については、サポート範囲外とします。

- 製造元ではないため、正確な回答が困難なお問合せ
 - ・周辺機器の相性問題、ハードウェア故障と断定できる状態でのお問合せ
 - ・各種ソフトウェアのアップデートで提供される修正プログラムの詳細に関するお問合せ
 - ・ソフトウェアの設定または製造に関するお問合せおよび起因する障害に関するお問合せ
 - ・パソコン本体以外へのソフトウェアのダウンロードならびにインストールのお問合せ
 - ・メーカー起因のお問合せ、メーカー独自仕様のアプリケーションのお問合せ
 - ・付属マニュアルに記載のない応用的操作、設定またはメーカーがサポートしていないお問合せ

- 一般的に利用されているソフトウェアではないため、対応が困難なお問合せ
 - ・雑誌の付録CDまたはDVDに関するお問合せ
 - ・体験版、ベータ版ソフトウェアに関するお問合せ
 - ・フリーウェア、シェアウェアに関するお問合せ

- プログラムの設計または開発に関するお問合せ
 - ・スクリプティング、プログラミング、データベース、Webなどの設計や開発に関するお問合せ
 - ・プログラミング開発支援（HTML、マクロ、VBA、Accessなど）に関するお問合せ
 - ・マクロ、財務関数、統計関数、検索／行列関数およびデータベース関数のお問合せ

- 一般的ではない高度な使用方法に関するお問合せ
 - ・ ハードウェアの改造、または助長と思われるお問合せ
 - ・ デュアルブート状態のパソコンならびにその設定に関するお問合せ
 - ・ ウイルス、スパウェア感染時におけるインストール済みセキュリティソフトウェア以外での駆除作業
 - ・ NASサーバについてのお問合せ
 - ・ OS以外のアドオンプログラム（プラグイン含）の導入、操作方法に関するお問合せ

- 企業などで利用する一般的ではないソフトウェアやハードウェアの使い方に関するお問合せ
 - ・ 企業向けソフトウェア、専用会計ソフトウェアに関するお問合せ
 - ・ 3台以上のパソコンでのファイル共有、プリンタ共有設定
 - ・ 大型複合機など固定IPアドレスを使用する機器が導入された環境でのネットワーク共有のお問合せ
 - ・ TCP/IP以外のネットワーク接続方法に関するお問合せ
 - ・ IPアドレスを固定で使用されている環境でのネットワーク全般に関するお問合せ
 - ・ ドメイン参加しているパソコンに関するお問合せ
 - ・ オンライングループ作業に関するお問合せ
 - ・ 事業用ネットワーク環境の再設定作業、インストール作業、インプリメント作業などのお問合せ

- データのバックアップ、消失データの復旧に関するお問合せ
 - ・ データバックアップ支援および消失データの復旧に関するお問合せ

- 違法または違法を助長と思われるお問い合わせ
 - ・ 違法行為（不正コピーなど）、または助長と思われるお問い合わせ
 - ・ ソースコードの解析やシステムのパフォーマンス劣化による解析などのお問合せ
 - ・ ファイル交換ソフトウェアに関するお問合せ
 - ・ コピーガードされたメディアからの複製またはバックアップに関するお問合せ

- 日本以外のソフトウェアに関するお問合せ
 - ・ 日本語版以外のOS、アプリケーションおよびマニュアルに関するお問

合せ

- ・海外からのお問合せ

【別表4（スマートフォンまたはタブレットにおけるサポートメニューとサポート範囲）】

本サービスのスマートフォンまたはタブレットにおける主なサポート対象およびサポート範囲は以下のとおりです。また、サポート対象およびサポート範囲内であっても、対応できない場合があります。

1 機器

(1) 主なサポート対象

- ・スマートフォン、タブレット

(2) サポート範囲

- ・ネットワーク接続（Wi-Fi 接続）
- ・ブラウザの操作方法、利用方法、設定方法
- ・メールソフトの操作方法、利用方法、設定方法
- ・BBIQトータルセキュリティーマカフィーのインストール、操作方法

2 サポート範囲外の事項

次に規定する事項については、サポート範囲外とします。

○製造元ではないため、正確な回答が困難なお問合せ

- ・スマートフォンまたはタブレット本体の故障と断定できる状態でのお問合せ
- ・各種アプリケーションのアップデートで提供される修正プログラムの詳細に関するお問合せ
- ・アプリケーションの設定または製造に関するお問合せおよび起因する障害に関するお問合せ
- ・スマートフォンまたはタブレット本体以外へのアプリケーションのインストールのお問合せ
- ・メーカー起因のお問合せ、メーカー独自仕様のアプリケーションのお問合せ
- ・付属マニュアルに記載のない応用的操作、設定またはメーカーがサポートしていないお問合せ

○企業などで利用する一般的ではないネットワーク接続に関するお問合せ

- ・TCP/IP以外のネットワーク接続方法に関するお問合せ

- ・ IPアドレスを固定で使用されている環境でのネットワーク全般に関するお問合せ
- データのバックアップ、消失データの復旧に関するお問合せ
 - ・ データバックアップ支援および消失データの復旧に関するお問合せ
- 違法または違法を助長すると思われるお問い合わせ
 - ・ 違法行為（不正コピーなど）、または助長すると思われるお問い合わせ
 - ・ ソースコードの解析やシステムのパフォーマンス劣化による解析などのお問合せ
- 日本以外のOS、アプリケーション、マニュアルに関するお問合せ
 - ・ 日本語版以外のOS、アプリケーションおよびマニュアルに関するお問合せ
 - ・ 海外からのお問合せ

【別表5（月額料金）】

区分	単位	月額料金	
リモートサポートサービス 使用料	1の契約ごとに	500円 (税込額550円)	
備考 当社は、契約者に対し、本サービスを含む以下に定めるサービスを2以上同時に提供する場合は、パックにて提供します。			
(安心まとめてパック)			
区分	単位	月額料金	備考
ネット詐欺 おまもり使 用料	1の契約 ごとに	300円 (税込額330円)	当社が別に定める「ネット詐欺おまもりサービス利用規約」に基づき提供するサービス
パスワード まとめて管 理使用料	1の契約 ごとに	450円 (税込額450円)	当社が別に定める「パスワードまとめて管理サービス利用規約」に基づき提供するサービス

リモートサポートサービス使用料	1の契約ごとに	500円 (税込額550円)	本サービス
パソコン診断ツール使用料	1の契約ごとに	150円 (税込額165円)	当社が別に定める「パソコン診断ツールサービス利用規約」に基づき提供するサービス

「安心まとめてパック」対象サービス月額料金の合計金額が700円（税込額770円）以上の場合は、ご請求金額は700円（税込額770円）を適用します（対象サービス月額料金の合計金額が700円（税込額770円）未満の場合は、ご請求金額は対象サービスの合計金額を適用します）。

※安心まとめてパックの新規申込み受付は、2020年10月29日をもって終了しました。

（ネット安心パック）

区分	単位	月額料金	備考
ネット詐欺おまもり使用料	1の契約ごとに	300円 (税込額330円)	当社が別に定める「ネット詐欺おまもりサービス利用規約」に基づき提供するサービス
メールセキュリティ	1のメールアドレスごとに	200円 (税込額220円)	当社が別に定める「コンピュータ通信網サービス契約約款」における付加機能として提供するメールセキュリティ機能
リモートサポートサービス使用料	1の契約ごとに	500円 (税込額550円)	本サービス

「ネット安心パック」対象サービス月額料金の合計金額が700円（税込額770円）以上の場合は、ご請求金額は700円（税込額770円）を適用します（対象サービス月額料金の合計金額が700円（税込額770円）未満の場合は、ご請求金額は対象サービスの合計金額を適用します）。

(くらし安心パック)

区分	単位	月額料金	備考
ネット詐欺 おまもり使 用料	1の契約 ごとに	300円 (税込額330円)	当社が別に定める「ネ ット詐欺おまもりサ ービス利用規約」に基 づき提供するサービ ス
メールセキ ュリティ	1のメー ルアドレ スごとに	200円 (税込額220円)	当社が別に定める「コ ンピュータ通信網サ ービス契約約款」にお ける付加機能として 提供するメールセキ ュリティ機能
リモートサ ポートサー ビス使用料	1の契約 ごとに	500円 (税込額550円)	本サービス
端末補償	1の契約 ごとに	500円 (税込額550円)	当社が別に定める「端 末補償サービス利用 規約」に基づき提供す るサービス
生活サポー ト	1の契約 ごとに	400円 (税込額440円)	当社が別に定める「生 活サポートサービス 利用規約」に基づき提 供するサービス

「くらし安心パック」対象サービス月額料金の合計金額が900円(税込額990円)以上の場合は、ご請求金額は900円(税込額990円)を適用します(対象サービス月額料金の合計金額が900円(税込額990円)未満の場合は、ご請求金額は対象サービスの合計金額を適用します)。

附則

(実施期日)

1 本規約は、2010年6月1日から実施します。

(特例措置)

2 2010年6月1日から2010年8月31日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始月に限り別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2010年9月1日から実施します。

(特例措置)

2 2010年9月1日から2010年11月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2010年12月1日から実施します。

(特例措置)

2 2010年12月1日から2011年2月28日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2011年3月1日から2011年5月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2011年6月1日から2011年8月31日までの間に、当社が別に定める条件を満

たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2011年9月1日から2011年11月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（実施期日）

1 この改正規定は、2011年12月1日から実施します。

（特例措置）

2 2011年12月1日から2012年2月29日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2012年3月1日から2012年5月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2012年6月1日から2012年8月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2012年9月1日から2012年11月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2012年12月1日から2013年2月28日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2012年12月1日から2013年2月28日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

福岡県築上郡築上町に於いては別途定めます。

附則

(特例措置)

2013年3月1日から2013年5月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2013年6月1日から2013年8月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2013年9月1日から2013年11月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2013年12月1日から2014年2月28日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2014年3月1日から2014年6月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2014年7月1日から2014年9月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2014年8月1日から実施します。

附則

(特例措置)

2014年10月1日から2014年11月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2015年12月1日から2015年1月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2015年2月1日から2015年3月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2015年4月1日から2015年5月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2015年6月1日から2015年6月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2015年7月1日から2015年9月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2015年10月1日から2015年11月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（実施期日）

この改訂規定は、2015年12月1日から実施します。

（特例措置）

1 2015年12月1日から2015年1月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

2 【別表1】を削除

附則

（特例措置）

2016年2月1日から2016年4月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2016年2月1日から2016年4月30日までの間に実施した特例措置を、2016年7月31日まで延長し実施します。

(特例措置)

1 2016年2月1日から2016年7月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

1 2016年8月1日から2016年10月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2016年11月1日から実施します。

附則

(特例措置)

2016年11月1日から2017年1月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2017年2月1日から2017年4月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(実施期日)

この改訂規定は、2017年5月1日から実施します。

(特例措置)

2017年5月1日から2017年7月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（実施期日）

この改訂規定は、2017年8月1日から実施します。

（特例措置）

2017年8月1日から2017年10月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（実施期日）

この改訂規定は、2017年11月1日から実施します。

（特例措置）

2017年11月1日から2018年1月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（実施期日）

この改訂規定は、2018年2月1日から実施します。

（特例措置）

2018年2月1日から2018年4月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（実施期日）

この改訂規定は、2018年5月1日から実施します。

（特例措置）

2018年5月1日から2018年7月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(実施期日)

この改訂規定は、2018年8月1日から実施します。

(特例措置)

2018年8月1日から2019年3月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(実施期日)

この改訂規定は、2019年4月1日から実施します。

(特例措置)

2019年4月1日から2020年3月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(実施期日)

この改訂規定は、2020年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改訂規定は、2021年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改訂規定は、2021年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定規定は、2022年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定規定は、2022年9月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改定規定は、2022年12月5日から実施します。